

国立大学法人東京農工大学国際センター運営規則の一部を改正する規則

国立大学法人東京農工大学国際センター運営規則を次のとおり改正する。

現行	改正案	備考
<p>国立大学法人東京農工大学国際センター運営規則 平成19年11月5日</p> <p>(趣旨) 第1条 この規則は、国立大学法人東京農工大学組織運営規則(以下「組織運営規則」という。)第7条の2第4項の規程に基づき、国立大学法人東京農工大学国際センター(以下「センター」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第21条 省略</p> <p>附 則 省略 附 則 省略</p>	<p>(趣旨) 第1条 この規則は、国立大学法人東京農工大学組織運営規則(以下「組織運営規則」という。)第8条の規程に基づき、国立大学法人東京農工大学国際センター(以下「センター」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第21条 省略(現行どおり)</p> <p>附 則 省略(現行どおり) 附 則 省略(現行どおり)</p>	

附 則

この規則は、平成20年4月21日から施行し、平成20年4月1日から適用する。